

議案第94号

つくば市産後ケア事業重大事故検証委員会条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年1月16日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市産後ケア事業重大事故検証委員会条例

(設置)

第1条 産後ケア事業重大事故が発生した場合において、当該産後ケア事業重大事故の検証及び必要な再発防止策の検討を行うため、産後ケア事業重大事故ごとに、つくば市産後ケア事業重大事故検証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において「産後ケア事業重大事故」とは、産後ケア事業（母子保健法（昭和40年法律第141号）第17条の2第1項に規定する産後ケア事業をいう。以下同じ。）を利用する乳児が産後ケア事業の利用中に死亡し、又は重篤な傷病を負った事故をいう。

(所掌事務等)

第3条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 市長の諮問に応じ、産後ケア事業重大事故について事実の把握、発生原因の分析等をし、その結果を市長に答申すること。

(2) 市長の諮問に応じ、産後ケア事業重大事故の再発防止策についての提言を市長に行うこと。

2 委員会は、前項に掲げる事務の遂行に当たっては、個人の責任の追及を目的とするものではないことに留意しなければならない。

(組織)

第4条 委員会は、産後ケア事業重大事故ごとに、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 医師

(2) 弁護士

(3) 学識経験を有する者

(4) 産後ケア（母子保健法第17条の2第1項に規定する産後ケアをいう。）の業務に従事する者

2 委員の任期は、任命の日から第3条第1項第1号に規定する答申をし、及び同項第2号に規定する提言を行う日までとする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、委員の任命後初めての会議は、市長が招集する。

- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 会議は、非公開とする。

(委員の除斥)

第8条 委員は、会議の内容が自己、配偶者又は3親等以内の親族の利害に關係があるときは、当該議事から除斥されるものとする。

(委員会の調査権限)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、適當と認める者に説明、意見の陳述又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

- 2 委員会は、前項の説明又は意見の陳述に当たっては、当該者に対し、会議への出席を求めることができる。

(委員による調査手続)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定による調査を行わせることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、こども部において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。
別表医療的ケア児入所検討会議の委員の項の次に次のように加える。

産後ケア事業重大事故検証	委員長	日額 9,200円	一般職の職員
--------------	-----	-----------	--------

委員会の委員	ただし、聴取りその他の調査活動又は報告書作成の事務に従事した場合は、日額24,000円とする。	
委員	日額 8,000円 ただし、聴取りその他の調査活動又は報告書作成の事務に従事した場合は、日額24,000円とする。	一般職の職員

(提案理由)

市が実施する産後ケア事業において、利用中の救急搬送事案が発生し、検証委員会を設置するため、この条例案を提出するものである。

つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）新旧対照表

(附則第2項関係)

改正後			改正前		
本則・附則 (略)			本則・附則 (略)		
別表（第2条、第4条関係）			別表（第2条、第4条関係）		
職	報酬	相当する職	職	報酬	相当する職
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
医療的ケア児入所検討会議の委員	(略)	(略)	医療的ケア児入所検討会議の委員	(略)	(略)
産後ケア事業重大事故検証委員長 委員会の委員	日額 9,200円 ただし、聴取りその他の調査活動又は報告書作成の事務に従事した場合は、日額24,000円とする。	一般職の職員			
委員	日額 8,000円 ただし、聴取りその他の調査活動又は報告書作成の事務に従事した場合は、日額24,000円とする。	一般職の職員			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

議案第 94 号

つくば市産後ケア事業重大事故検証委員会条例についての説明資料

つくば市こども部こども未来センター

○ 制定・改廃の経緯及び内容

市が実施する産後ケア事業において、令和 7 年 11 月に、利用中に体調急変した乳児が医療機関へ救急搬送される事案が発生したため、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について（令和 7 年 3 月 21 日付こ成安第 45 号、6 教参考第 52 号）に基づき検証委員会を設置するもの

○ 他自治体の状況等

検証対象の事故が発生した自治体については条例制定有り
鈴鹿市

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

特になし。

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

検証委員会において外部有識者のもと、今回の事案について事故に至った事実関係の把握を行い、発生原因の分析等を行うことができる。また、必要な再発防止策を講じ、今後の産後ケア事業の安全性の向上に資する。